

長崎外国語大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は、現時点では、「学生の受け入れ」および「財務」に関して問題点が認められる。なお、これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定は保留する。

本協会の大学基準は、「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である」としている。

本協会では、この視点に立って評価を行った結果、貴大学は、本協会の大学基準のうち「学生の受け入れ」に関して、過去5年間（2003（平成15）～2007（平成19）年）の入学定員に対する入学者数比率が低く（79%）、さらに収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）（2007（平成19）年5月1日現在）も低く（71%）、ともに大幅な定員割れをおこしていること、その影響により、「財務」に関しても、状況が早期には改善される保証がないことなどの点で、深刻な事態に陥っていると判断した。

貴大学は、これらの課題を認識して、2007（平成19）年度より積極的なカリキュラム改革（教養科目の再編、基礎教育の充実、コースの再編など）、多様な入試方法の採用などの自助努力を行っているが、なお将来性は不透明である。安定した管理運営体制を整備するために更なる改善努力が必要であり、その成果を見極める必要があることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留とするものである。

については、保留の期限を2011（平成23）年3月末とするので、下記の総評および提言に従って改善に向けて努力し、その結果を2010（平成22）年6月末までに報告するよう要請する。本協会は、報告書の提出を待って、改めて大学基準への適合認定についての判定を行うものとする。

今回の評価を契機として、貴大学が改善への取り組みに全力を尽くし、発展されることを期待する。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1945（昭和 20）年以来の歴史を持つ学校法人長崎学院・長崎外国語短期大学を母体に、2001（平成 13）年に設置され、「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」を教育目標に掲げている。

開学当初は、1 学部 1 学科 6 コースの単科大学としてスタートし、2007（平成 19）年度現在は、英語関係の 2 コースを 1 本化し英語英米文化コースとし、新たに比較社会文化コースを設け、1 学部 1 学科 7 コース体制となっている。

教育目標を「語学力」、「国際的コミュニケーション能力」、「人間力」という具体的な 3 つのキーワードで示し、教育活動に取り組んでいる。また、公的定期刊行物等による教育目標等の周知については、十分とはいえなかったが、現在では、『大学案内』、『学生便覧』、ホームページ等で行われており、評価できる。

二 自己点検・評価の体制

貴大学は 2005（平成 17）年度より自己点検・評価に取り組んでおり、その結果、コース再編とそれに伴うカリキュラム改正の必要性を認識し、それを受けて学長を中心とした将来計画委員会を発足させ、改善に取り組んでいる。また、自己点検・評価を恒常的に行い、教育水準を維持・向上させるために、「自己点検・評価委員会規程」を定め取り組んでいる。

しかし、大学の将来展望とそれに対応する中長期計画を立案するまでには至っておらず、自己点検・評価の結果を改善・改革へと直結させるシステムが必ずしも十分に確立されていないので、今後の改善に期待したい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、2007（平成 19）年 4 月 1 日現在、1 学部（外国語学部）、1 学科（国際コミュニケーション学科）、7 コース（英語英米文化コース、ドイツ語ドイツ文化コース、フランス語フランス文化コース、スペイン語スペイン文化コース、中国語中国文化コース、日本語日本文化コース、比較社会文化コース）を有している。さらに附置機関として「国際交流センター」、「教育研究メディアセンター」、「文化センター」と 3 つのセンターを設置し、「国際交流センター」では、国際交流の推進を目的とし、「教育研究メディアセンター」ではライブラリー部門、情報・視聴覚部門の 2 つから構成され、ライブラリー資料および学術情報を一元的に収集管理し、利用に供するとともに、学内情報ネットワークによる情報通信システムおよびマルチメディア情報処理装置・設備を有効かつ適正に管理運営することを目的とし、「文化センター」では言語と

文化およびその関連領域の研究と教育の推進や、国際文化活動を通して国際人の養成に寄与すること等を目的とした教育・研究の支援を行い、充実した外国語教育を支援する体制がとられており評価できる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

2007（平成19）年度より積極的なカリキュラム改革（教養科目の再編、基礎教育の充実、コースの再編など）を行ったことは全体として評価できる。専門教育である第一外国語と第二・第三外国語の位置づけ、全学年におよぶ教養教育の配置、情報教育を含めた1年生対象の導入教育の位置づけ等、カリキュラムのバランスはおおむね適正である。

(2) 教育方法等

複数の外国語の学習、到達目標を示した指導、発信型の語学教育、国際交流の推進等、学部の教育目標を達成し、十分な成果を上げうるような教育方法が採られ、継続的な改善を行っている。多言語環境の整備と学生の主体的活動の支援が意欲的に行われている点は評価できる。また、履修指導、年間履修登録単位数制限、授業評価、シラバス作成などが組織的に行われていることは評価できる。ただし、教育の質の向上に対する全学的取り組みを実施し、学生の質の向上を図られるよう更なる努力を期待したい。他方、授業評価結果を学生へ公表し、授業評価結果にあらわれた教育内容（レベル）・教育方法への改善の要求に対する対応が望まれる。

(3) 教育研究交流

外国語大学として、「国際化への対応と国際交流の推進」を「教育・研究の両面にわたる最重要事項」と基本方針として位置付け、11の国・地域で41大学・5機関と多くの外国の大学と国際交流協定を締結し多数の学生を留学させるとともに、留学生の受け入れについては日本語日本文化コースと連携しながら日本人学生との交流を活発に支援し、異文化体験の場を提供している。そのことより、この基本方針はほぼ達成していると言える。

3 学生の受け入れ

学部の理念・目的に応じた学生の受け入れ方針が定められており、それに則って、学生の公正な受け入れを行うよう努力していることは評価できる。しかし、入学定員で恒常的に著しい欠員が生じていることへの対処として積極的なカリキュラム改革を行うなど、意欲は見て取れるがそれでもなお厳しい事態が続いているので、本協会と

しては、定員管理の適切性について今後の推移を見守る必要がある。さらに、16種類にもおよぶ多様な入学者選抜方法、さらに地方会場や入試の選択科目数の多さが教員への負担の増加につながっている上、各試験において募集人員を充足できておらず改善が望まれる。

また、退学者・除籍者を少なくするための対応をより積極的に行っていく必要がある。

4 学生生活

大学独自の奨学金や外国人留学生の授業料減免等の経済支援体制を整備し、よく機能している。

また、個人にあわせた心身の健康に対する相談・指導を実施しており、心身の健康管理もおおむね良好である。ハラスメント防止のため、セクシュアル・ハラスメント防止委員会の設置、ハラスメントの防止等に関する規程の制定、相談窓口の周知徹底等で対応していることは適切である。しかし、カウンセリングルームの開室日数・時間の少ないことは改善が望まれる。

就職支援については、キャリアプランニング、インターンシップ、さらに課外講座の充実に努めていること、キャリア支援室の職員と「就職等委員会」の教員とが協力して支援指導に取り組んでいることは評価できる。しかし、就職率を高めるための体系的な就職指導システムの構築を進めているものの、卒業後の進路未定のものも多く（約29.2%）、今後の更なる成果に期待したい。

5 研究環境

個人研究費が十分に保証されていないこと、在外研修制度が十分活用されていないことなど研究環境は不十分であり、研究活動についても十分とは言えず、改善が望まれる。特に貴大学への在職後の業績がきわめて少ない教員が多いため、研究活動の活性化を図れるよう研究支援体制を構築することが望まれる。

6 社会貢献

公開講座を夏季に、公開講演会を月1回程度に継続的に開催し、さらに長崎県教育委員会との共催の「ながさき県民大学主催講座」を開き、地域社会に学習機会を提供している点は評価できる。また、留学生の地元活動への参加（学生および市民ボランティアによる対馬海岸清掃等）、施設の地元への開放（教室等・体育館・テニスコート）、地元の委員（長崎市若者のまち推進計画検討委員会委員等）就任等も高く評価できる。

今後は、広報活動を強化し、アンケート調査による講座内容を充実させるなど、更なる社会貢献を期待する。

7 教員組織

大学設置基準を上回る教員配置をし、専任・兼任比率も適切であり、年齢構成、男女の比率もバランスがとれており評価できる。教員選考も規程や内規に従って、おおむね公正に行われている。

しかし、「教員任用規程」で定める人事委員会と資格審査委員会の2つの委員会の関与の仕方・役割分担が明確ではなく、また、「教員資格審査基準に関する内規」についても任用・昇格基準が明確ではないため見直しが必要である。なお、専任教員の任用については、2005（平成17）年度から任期制を採用しているが、中長期的な計画を立てた上での検討が望まれる。また、コース間で所属学生数に偏りがあり、教員1人あたりの学生数の偏りが生じている点については、貴大学の教育・研究の活性化につながる更なる改善を期待したい。

8 事務組織

教育・研究、特に教育活動を支援する上で、おおむね適切な事務組織を整備している。委員会に事務職員を1名構成メンバーに加える等、事務組織と教学組織の協力体制を取っていること、また、事務能力の習熟を深めるため研修機会を設けていることは評価できる。

9 施設・設備

教育・研究を行う上での施設・設備をおおむね整備している。学生の利用環境の整備、施設の一般開放、キャンパス・アメニティ環境づくり、バリアフリー対応などが見られ、評価できる。

10 図書・電子媒体等

電子化への対応も配慮しており、閲覧室座席数や開館時間も適切である。また、国立情報学研究所をはじめとした学術情報のネットワークの整備、地域への図書館の開放なども行われている。

一方で、購買力の低下にともなう蔵書の絶対数の不足や多様性を確保できないことが懸念される。図書館の整備計画を策定するなどして計画的な改善に取り組むことが望まれる。

11 管理運営

管理運営は明文化された規程に則り行われている。また、2007（平成19）年度より管理運営のより一層の円滑と効率化のために、委員会の統廃合等システムの合理化が

図られ、さらに教授会に対する学部長の役割・権限・責任を明確化するためあらたに規程を改定した。

しかしながら、貴大学において学生の受け入れと財務に関し、解決すべき課題があることから管理運営の更なる改善を期待したい。

また、理事会と教授会との連携を図る中核として設置された「運営協議会」の活用をとおして、大学の将来展望が開ける管理運営が望まれる。

1 2 財務

短期大学としての長い伝統を基礎に設立されたとはいえ、大学としては日が浅いため、今回の大学評価は大学としての自己確立がなされたかが問われる。また自らその実情を省みて改善の方策を立て大きな飛躍を遂げるための絶好の機会であると捉えており、真摯に自らを点検し改善しようとする姿勢は評価できる。しかし、同じく『自己点検・評価報告書』において「財政面において厳しい状況にある要因は、設備投資による借入金債務の増加と法人を構成する大学・短期大学の定員確保が出来ていないことに集約される」と自らを指摘しているが、それらを改善する計画と実践は明確であるとはいえない。

早急に『自己点検・評価報告書』の「将来の改善・改革に向けた方策」に示している5項目（中長期財政計画の策定・学生確保の具体策・予算編成のあり方・事業収入の改善・新規事業の開拓）に従った方針の確立と実行が強く求められる。

なお、監事および公認会計士（または監査法人）による監査は適切に行われており、監事による監査報告書には学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

教育目標や教育内容等については学校案内等で公開している。しかし、自己点検・評価の情報公開・説明責任はすべて学内に留まっているので、このはじめての大学評価を機会に社会に公表することが望まれる。それにより、外部に貴大学の改善・改革に対する考え方を説明することを期待する。

財務情報の公開については、現状では私立学校法に規定されている、財務三表等を備えおき、学生その他の利害関係人から請求があれば閲覧に供することとなっている。

しかし、貴大学に対する的確な理解を得るには、積極的な情報の発信が望まれており、刊行物、ホームページを通じて広く公開することが必要である。そのため、早急な対応が望まれる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に必ず実現すべき改善事項や一層の改善が期待される事項を以下に列挙する。

一 必ず実現すべき改善事項

1 学生の受け入れ

- 1) 過去5年間（2003（平成15）～2007（平成19）年）の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.79、収容定員に対する在籍学生数比率（2007（平成19）年5月1日現在）が0.71と低く、いずれも是正されたい。特に、2004（平成16）年度以降の比率が低くなっている。

2 財務

- 1) 財務状況は、過去の設備投資により借入金が増大し、財務関係比率、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出の割合、要積立額に対する金融資産の充足率（『大学評価ハンドブック』資料12参照）も悪化して、厳しい状況になっている。また、収入は学生生徒等納付金収入に依存しているにも関わらず、2007（平成19）年度入学者数は入学定員の半数程度であり、収容定員も充足していない。中長期財政計画の策定・学生確保の具体策・予算編成のあり方・事業収入の改善・新規事業の開拓に従った方針の確立と実行が早急に求められる。貴大学の存続・発展を保証するためには、何よりも、学生確保の具体的方針を確立・実行し、財務状況の改善について、重点をどこにおき、何からどのように改善していくのかを早急に示し、実践されたい。

3 情報公開・説明責任

- 1) 大学に対する的確な理解を得るには、財務三表等の閲覧請求に応じるだけでは不十分であり、刊行物、ホームページを通じて広く公開するよう早急な対応をされたい。

二 一層の改善が期待される事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 全学的に授業評価は実施しているものの、評価結果をどのように活用するか明確ではなく、また学生への公表も行われていないため改善が望まれる。

2 研究環境

- 1) 在外研修制度が、十分活用されておらず、国内での研修についても十分ではない。研究活動の活性化を図れるよう研究支援体制を構築することが望まれる。

3 教員組織

- 1) 教員の募集・任用に関与する人事委員会と資格審査委員会の2つの委員会の関与の仕方、役割分担の規定が明確ではなく、改善が望まれる。

4 情報公開・説明責任

- 1) 自己点検・評価が学内に留まり、社会に公表されていないので、今後ホームページ等による社会への公表が望まれる。

以 上

「長崎外国語大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2007（平成19）年1月29日付文書にて、2007（平成19）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（長崎外国語大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は長崎外国語大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9月4日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月26日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「長崎外国語大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」で構成されます。「必ず実現すべき改善事項」は、法令違反など大学としての最低要件を充たしていないので、義務的に改善を求めたものであり、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留する主たる理由となった事項です。貴大学には、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、2010（平成22）年6月末日までにこれをご提出いただきます。

一方、「一層の改善が期待される事項」は、大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「一層の改善が期待される事項」についても「必ず実現すべき改善事項」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「必ず実現すべき改善事項」と「一層の改善が期待される事項」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

長崎外国語大学資料1—長崎外国語大学提出資料一覧

長崎外国語大学資料2—長崎外国語大学に対する大学評価のスケジュール

長崎外国語大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2006年度 長崎外国語大学 入学試験要項 2007年度 長崎外国語大学 入学試験要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2006年度 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 学校案内 2007年度 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 学校案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	2006年度 長崎外国語大学 学生要覧 2006年度 長崎外国語大学 講義要項 2006年度 留学の手引き(CD-ROM) 長崎外国語大学 履修規程(「学生要覧」に記載) 長崎外国語大学 試験規程(「学生要覧」に記載) 長崎外国語大学 段階的履修とコースへの所属に関する内規 長崎外国語大学 進級保留者に対する回復措置に関する内規 長崎外国語大学 外国の大学に留学する学生の帰国後の単位一括認定に関する内規 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 コンピュータ利用の手引き
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2006年度 長崎外国語大学・短期大学 講義時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	長崎外国語大学 学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	長崎外国語大学 教授会規程
(7) 教員人事関係規程等	長崎外国語大学 教員任用規程 長崎外国語大学 教員資格審査基準 長崎外国語大学 教員資格審査基準に関する内規 長崎外国語大学 学部長選考規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 教学部長等選考規程 長崎外国語大学 人事委員会規程 学校法人長崎学院 教員の任期に関する規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 教員の昇任申請手続きに関する内規 学校法人長崎学院 定年を超える採用についての取扱い規程 学校法人長崎学院 定年を超える採用についての選考基準
(8) 学長選出・罷免関係規程	長崎外国語大学 学長選考規程 長崎外国語大学長が長崎外国語短期大学長を兼務する場合の学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	長崎外国語大学 自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人長崎学院 セクシュアルハラスメント防止等に関する規程 学校法人長崎学院 セクシュアルハラスメント防止等のために教職員が認識すべき事項についての指針 学校法人長崎学院 セクシュアルハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針

資料の種類	資料の名称
その他、規程	学校法人長崎学院の組織に関する規程 学校法人長崎学院 理事会業務委任規程 学校法人長崎学院 運営協議会規程 学校法人長崎学院 事務分掌規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 国際交流センター規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 教育研究メディアセンター規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 文化センター規程 学校法人長崎学院 教員の在外研修に関する規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 奨学金授与規程 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 学生規則
(11) 規程集	学校法人長崎学院 規程集
(12) 寄附行為	学校法人長崎学院 寄附行為
(13) 理事会名簿	学校法人長崎学院 役員名簿
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2005年度 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 学生生活・意識調査報告書
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 教育研究メディアセンター マルチメディアライブラリー 利用のてびき 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 Language Laboratory 教材目録第23号
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	該当なし
(18) 就職指導に関するパンフレット	2005年度 長崎外国語大学 就職活動の手引き 長崎外国語大学 2006 求人のお願 2007年度 長崎外国語大学 就職活動の手引き 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 2007 求人のお願
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 カウンセリングルーム ご案内
(20) 財務関係書類	監査報告書(平成13年度から平成17年度) 資金収支計算書(平成13年度から平成17年度) 消費収支計算書(平成13年度から平成17年度) 貸借対照表(平成13年度から平成17年度) 学校法人長崎学院 寄附行為
その他	長崎外国語大学 学友会会則 長崎外国語大学における課外活動団体の組織等に関する要項 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 長崎外大論叢 第9号 平成18年度 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学 公開講座のご案内

追加提出資料	学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備について 表19教員組織(平成19年5月1日現在)
--------	---

長崎外国語大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2007年	1月29日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月10日	第1回大学評価委員会の開催（平成19年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月5日	第440回理事会の開催（平成19年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月16日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月17日 ～23日	評価者研修セミナーの開催（平成19年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	9月4日	大学評価分科会第5群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月26日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月13日 ～14日	第3回大学財務評価分科会によるヒアリングの実施
	11月25日 ～26日	大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月9日 ～10日	第2回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2008年	2月15日 ～16日	第3回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月29日	第445回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月11日	第99回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）